

施策の方向等

1 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進めるとともに、参画を妨げる地域の慣行の見直しを促進します。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、方針決定の場への女性の参画の促進に向けた普及啓発を行います。

男女共同参画意識の普及啓発／農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発／パートナーシップ指標（※）の目標達成に向けた取組／女性リーダーの育成とネットワークづくり等の支援など

2 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

女性の参画機会の確保に配慮した生産や経営に関する知識・技術研修／団体等が実施する女性の技術・経営管理能力向上等の取組への支援など

3 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備

男女がその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備するとともに、無理なく多様な社会活動ができるよう、各種制度やサービスを充実します。

家族経営協定（※）の普及／酪農ヘルパー（※）制度などの労働力補完システムの整備促進／自営業における家族従業者の実態の把握

4 起業家等に対する支援

男女の起業を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

各種支援制度の充実・情報提供／団体等が実施する研修や支援についての女性の参画への配慮の働きかけ／研修機会の充実

三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標（抜粋）

| 指 標 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成22年度目標値 |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 1 農業委員会あたりの女性委員数 (参考) 女性農業委員数 | 0.36人 (25/69) 25人 | 0.49人 (34/69) 34人 | 1.0人 (69/69) 69人 | 1.21人 (80/66) 80人 | 1.32人 (62/47) 62人 | 1.55人 (45/29) 45人 | 1.58人 (46/29) 46人 | 2.0人以上 — |
| 農村女性アドバイザー数 | 114人 | 133人 | 144人 | 152人 | 162人 | 162人 | 167人 | 176人 |
| 漁村女性アドバイザー数 | 5人 | 7人 | 9人 | 9人 | 9人 | 12人 | 14人 | 24人 |
| 家族経営協定の締結数 | 84戸 | 94戸 | 102戸 | 120戸 | 138戸 | 164戸 | 179戸 | 530戸 |

県担い手室調べ

※パートナーシップ指標：県が農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりの一環として目標を数値化して定めたもの

※家族経営協定：農業の経営方針や役割分担、収益の配分方法、就業条件、生活運営等について、家族構成員の話し合いにより取り決めて、明文化すること

※酪農ヘルパー：酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人

III-III 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭・地域は、社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場です。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自らの意思でその生き方を選択できるようになるとともに、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活ができるようになりますことが重要です。

また、子育てや介護について、多様なニーズに的確に対応するとともに、地域や社会全体で支援していくという気運としくみづくりが必要です。

2010年度の目標

地域・社会

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。

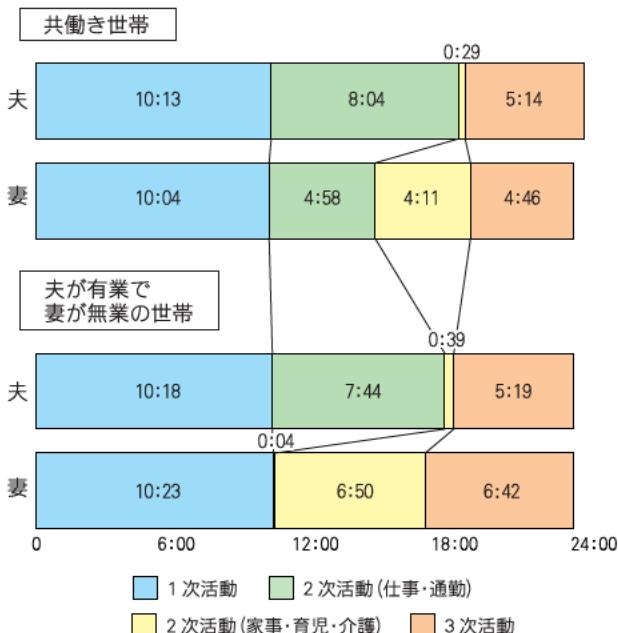
家庭

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活を営んでいます。
- 男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

働く場

- 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が浸透し、多様な働き方ができる職場環境が整っています。

夫婦の生活時間（全国）



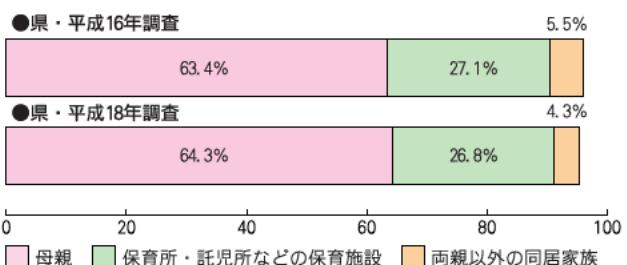
資料 総務省「社会生活基本調査」（平成18年）

※1次活動…睡眠、食事など生理的に必要な活動

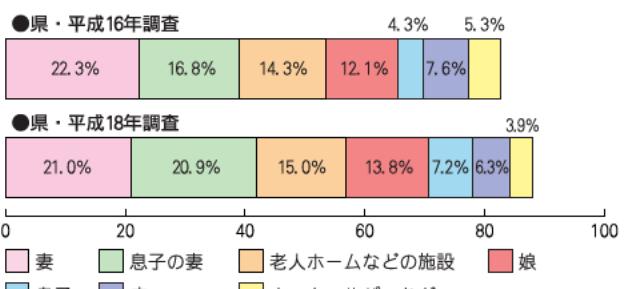
※2次活動…仕事、家事など社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動

※3次活動…これら以外の各人が自由に使える時間における活動

平日の日中に幼児の世話をしている主な人について (グラフは上位3項目の抜粋)



平日の日中に高齢者等の世話をしている主な人について (グラフは上位7項目の抜粋)



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」

施策の方向等

1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、バランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

家庭や地域における生活の大切さについての普及啓発／育児・介護休業制度の普及／育児・介護等に関するサービスについての相談、情報提供など

2 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実を推進します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

地域子育て支援センター（※）の育児相談、情報提供等の取組への支援／家庭教育・子育て・いじめ等についての相談体制の充実／多様な保育サービスの充実支援／総合的な放課後対策事業の推進／ファミリー・サポート・センター（※）の充実支援／青少年健全育成活動の推進など

3 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と円滑な運営が行われるよう支援するとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

介護サービス等に関する情報提供／介護サービスへの苦情・相談への対応／在宅サービスの充実支援と施設サービスの整備支援／専門職員の人材確保と研修充実への支援／地域包括支援センター（※）の取組への支援など

4 男女共同参画の地域づくりの支援

男女が共に参画し、住民が相互に助け合うことができる地域づくりを支援するとともに、N P O、ボランティア等の活動を支援します。

男女共同参画の地域づくりのための普及啓発／託児サービス等多様な活動に参加するための環境整備／地域づくり、観光等に関するネットワークづくりの活動支援／男女が参画した自主的な防災活動の展開支援など



※地域子育て支援センター：市町村の指定により、育児相談を含む総合的な子育て支援を行う保育所等
※ファミリー・サポート・センター：育児サービスを受けたい人と育児サービスを提供できる人が会員となり、有償で助け合うシステム
※地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を営むことを支援するため、多様な支援を継続的かつ包括的に提供する地域の中核機関

IV—I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

男女が個性と能力を生かしていきいき暮らしていくためには、健康づくりのための必要なサービスや情報提供、支援が受けられる体制の整備が必要です。

また、女性は、妊娠や出産など男性とは異なる機能を有することから、男女が互いの身体的特性を十分理解し、認識を深めていくことが必要です。

さらに、単身世帯、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、低所得者など実態に応じた柔軟で的確な生活支援が求められます。

2010年度の目標

地域・社会

- 生涯にわたって健康で過ごすための支援、本人や家族が病気になったり介護が必要になったときの支援が充実しています。

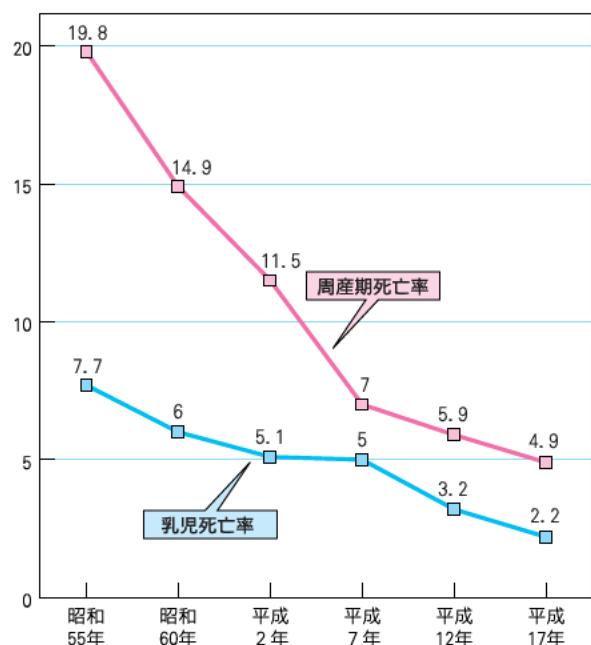
家 庭

- 一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

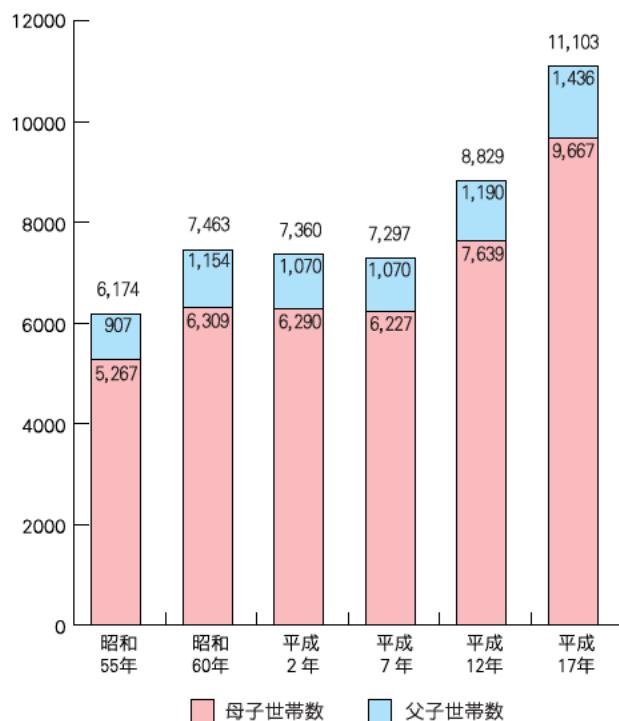
働 く 場

- 職場において、働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

■乳児死亡率・周産期死亡率の推移（三重県）



■ひとり親世帯数の推移（三重県）



資料 厚生労働省「人口動態調査」

※周産期死亡率： $1,000 \times (\text{年間の周産期死亡数}) / (\text{年間の出産数})$

※周産期死亡数：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡数の合計

資料 総務省「国勢調査」

施策の方向等

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づく県民の健康づくり支援／ストレスに対する健康支援／スポーツに親しむ機会と場所の提供／性差に応じた的確な医療（※）についての普及啓発など

2 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育、普及啓発を行なうとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるように健康支援を充実します。

性に関する正しい知識と理解を深めるための教育と教員に対する研修の実施／性に関する正しい情報の普及啓発／母子保健サービスの充実支援と周産期医療体制の整備／不妊に関する支援の充実と情報提供／安心・安全に子どもを産み育てるための体制整備の促進

3 自立のための生活支援

高齢者、障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。

また、高齢者、母子・父子などのひとり親家庭、障がい者などに対する支援を充実します。

県有施設のバリアフリー（※）化／交通機関や地域のバリアフリー化促進／高齢者や障がい者の就労支援と相談体制の充実／「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく総合的な生活支援



※性差に応じた的確な医療：性差医療。男女に差が認められる疾患や社会的な男女の地位と健康との関係の研究を進め、その結果を疾病的診断、治療法、予防に反映することを目的とした医療改革

※バリアフリー：ここでは高齢者、障がい者等が社会生活を営む上での物理的な障壁（バリア）をなくすこと

IV-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント（※）は、性別による固定的な役割分担意識や経済格差などの男女が置かれた状況に根ざしている場合が多く見られます。

暴力等の排除及び防止に取り組むとともに、相談支援体制の周知や充実、自立等への支援、暴力を許さない社会意識の普及啓発をさらに充実することが必要です。

2010年度の目標

地域・社会

- ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力を許さないという意識が浸透しています。また、相談・支援体制が整備されています。

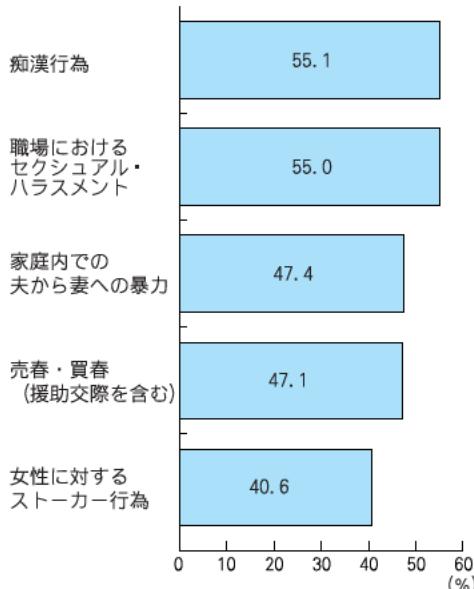
家庭

- 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

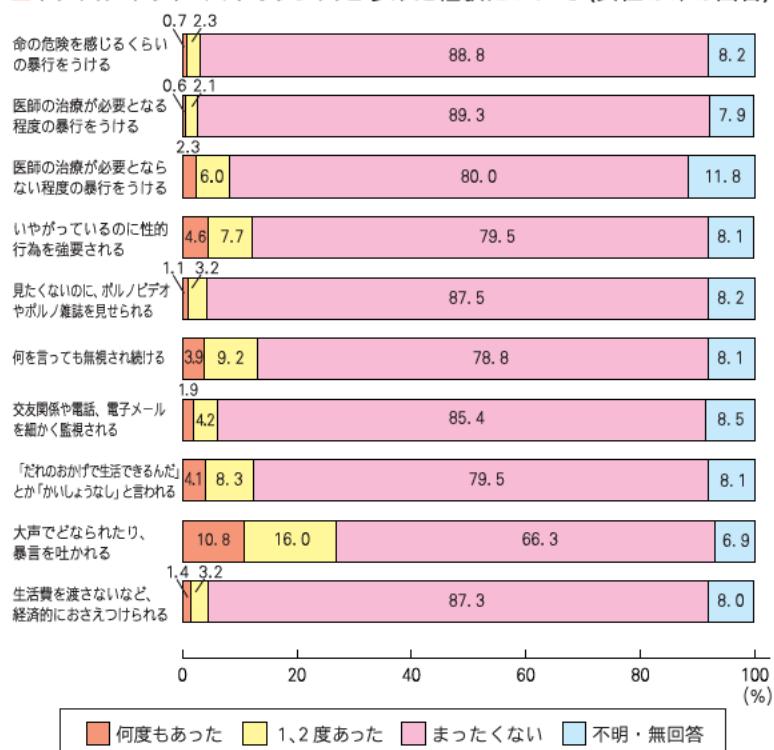
働く場

- セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

■女性の人権が尊重されていないと感じること
(上位5項目の抜粋)



■ドメスティック・バイオレンスをうけた経験について(女性のみの回答)



資料 県男女共同参画室

「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(平成18年)

資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(平成18年)

施策の方向等

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力を許さない意識の浸透をはかるため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、必要な相談、援助体制を整備するとともに、啓発、研修を行います。

実態把握のための調査／相談、援助体制の整備／犯罪被害者やその家族に対する支援、援助／相談機関等職員に対する研修／相談窓口や支援制度の広報／意識醸成のための講座・研修等／加害者更生に関する研究

2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進

D V 防止法（※）、「三重県D V 防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づいて、保健・福祉・医療・警察等の連携をはかりながら、総合的な取組を進めます。

また、市町やN P Oなどとの連携により、被害者の自立支援に向けて一時保護委託や心理的な支援などをしています。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談、一時保護、情報提供などの機能の充実／関係機関の連携による被害者等の自立支援／通報連絡体制の整備／相談機関における研修・情報交換／若年層を対象としたD V 予防のための啓発等 など

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

防止についての普及啓発／事業者等に対する相談、啓発／雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談・支援体制の充実

4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等に対する取組を推進します。

関係機関の連携協力による有害環境浄化活動の推進／相談体制の整備と防止対策の普及／売買春防止についての普及啓発活動と相談、自立支援／人身取引についての取締りの徹底、相談・保護／児童買春等被害児童の保護や支援



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマークを作成しています。シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

※セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動
※D V 防止法：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の略称

第3章 計画の推進

1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進／職員の体系的な研修／女性職員の登用、職域拡大／育児休業や介護休業制度を取得しやすい環境整備と柔軟な雇用形態の導入検討など

2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施

男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。

施策の進捗状況については、年次報告書を作成し、公表します。

また、男女共同参画に関する施策を着実に実施するため、効果的な評価方法を検討し、実施します。

施策の目標と事業の推進方向を明らかにする実施計画の策定／三重県男女共同参画年次報告の作成、公表／男女共同参画審議会による評価の検討、実施など

3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的に実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

男女共同参画に関する県民の意識や実態の調査／国、都道府県、市町、企業、団体等の情報収集、提供

4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

男女共同参画に関する相談・苦情の対応／相談体制・機能の充実と相談員の資質向上

5 市町との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行います。

市町との連携、協働／市町の施策の充実、推進体制の整備、条例や計画策定等に対する支援など

6 N P O、各種団体等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やN P O等の活動を支援するとともに、連携、協働を進めます。

N P O、各種団体、グループ等の活動支援／N P O、各種団体、グループ等との連携の強化と協働事業の実施

7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

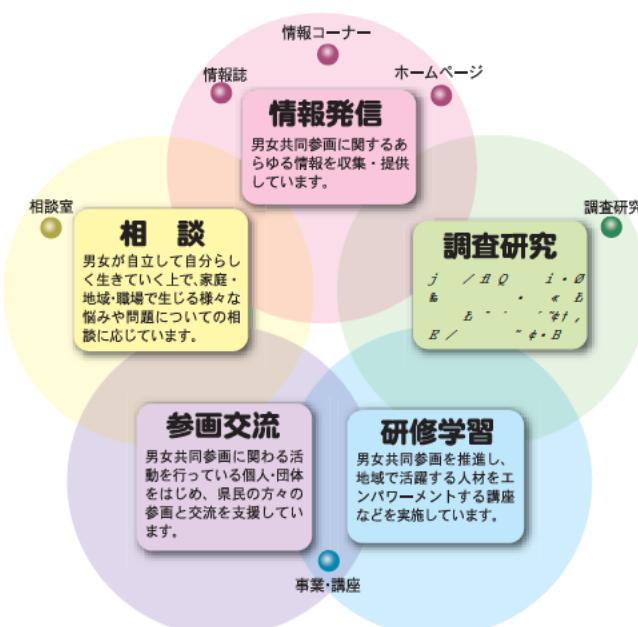
センター機能の充実／多様な媒体を利用した情報提供／多様な研修・講座の実施／N P O、各種団体、グループ等の活動・ネットワークづくり支援／調査研究の充実／相談事業の充実と関係機関との連携強化／N P O、企業、各種団体等との協働と関係機関との連携強化

8 チャレンジ支援の体制づくり

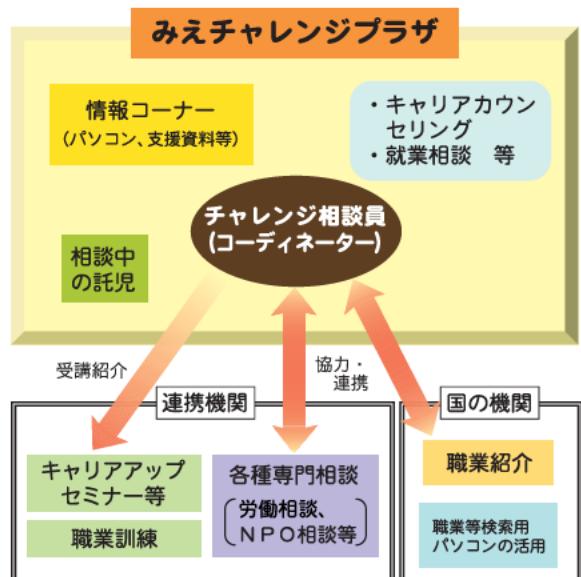
あらゆる分野における男女のチャレンジについて、啓発を進めるとともに支援する体制づくりを進めます。

チャレンジ総合サイトの開設等による情報提供サービス、ワンストップサービスの提供／地域におけるチャレンジ支援の普及体制づくり

●三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の概要

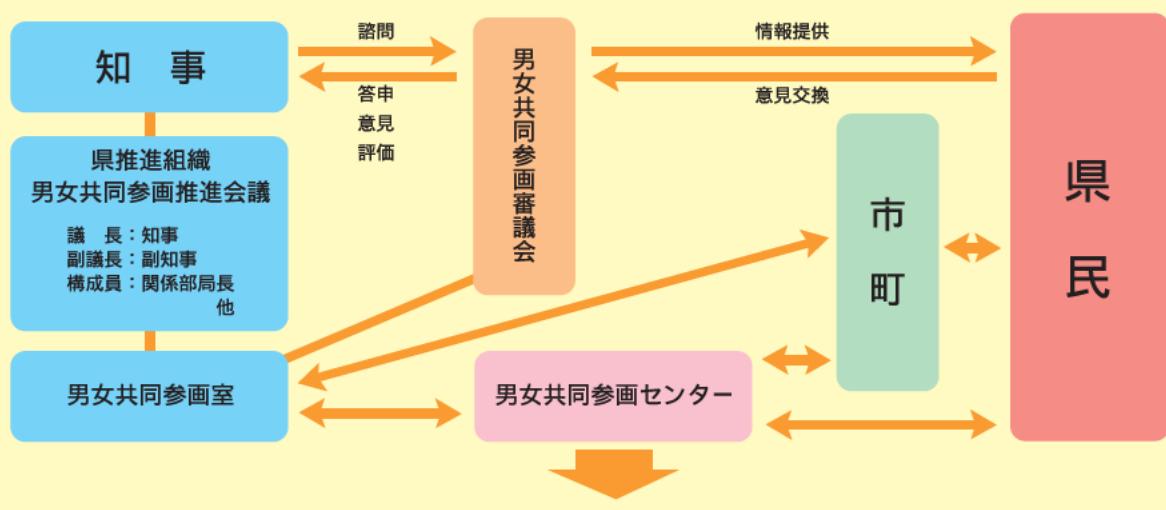


●みえチャレンジプラザの概要



※県では、女性等の社会参画を支援するために、平成19年6月に四日市市内に拠点施設「みえチャレンジプラザ」を開設しました。

男女共同参画推進体制



市町男女共同参画担当課（室）一覧

平成20年3月1日現在

| 市町名 | 担当課（室） | 条例（施行年月日） | プラン（策定年月） | TEL番号 | FAX番号 |
|------|--------------|---------------------------------|---------------------------------------|--------------|--------------|
| 津 市 | 市民部男女共同参画室 | 津市男女共同参画推進条例 (H19.3.30) | | 059-229-3103 | 059-229-3366 |
| 四日市市 | 市民文化部男女共同参画課 | 四日市市男女共同参画推進 条例 (H18.4.1) | | 059-354-8331 | 059-354-8339 |
| 伊勢市 | 生活部市民参画交流課 | 伊勢市男女共同参画推進條 例 (H19.4.1) | | 0596-21-5513 | 0596-21-5522 |
| 松阪市 | 生活部男女共同参画室 | 松阪市の男女共同参画を すすめる条例 (H17.1.1) | 松阪市男女共同参画プラン 改訂版(H19.12) | 0598-53-4339 | 0598-22-3533 |
| 桑名市 | 市長公室政策課 | | 桑名市男女共同参画プラン くわな (H16.3) | 0594-24-1413 | 0594-24-1412 |
| 鈴鹿市 | 生活安全部男女共同参画課 | 鈴鹿市男女共同参画推進條 例 (H18.6.29) | 鈴鹿市男女共同参画プラン (改定版) (H17.6) | 059-381-3113 | 059-381-3119 |
| 名張市 | 生活環境部男女共同参画室 | 名張市男女共同参画推進條 例 (H18.4.1) | 名張市男女共同参画基本計 画 (H19.3) | 0595-63-7559 | 0595-64-2560 |
| 尾鷲市 | 市長公室 | 尾鷲市男女共同参画推進條 例 (H19.4.1) | 尾鷲市男女共同参画社会推 進プラン(H19.3) | 0597-23-8127 | 0597-22-2111 |
| 亀山市 | 企画政策部行政改革室 | | 亀山市男女共同参画基本計 画 (H18.3) | 0595-84-5023 | 0595-82-9685 |
| 鳥羽市 | 市民課 | | 鳥羽市男女共同参画行動計画改訂 版「ほほえみプラン2」(H18.3) | 0599-25-1141 | 0599-26-4325 |
| 熊野市 | 市長公室 | | 熊野市男女共同参画ステップ プラン (H18.11) | 0597-89-4111 | 0597-89-5501 |
| いなべ市 | 企画部広報秘書課 | | いなべ市男女共同参画推進 計画 (H20.2) | 0594-74-5802 | 0594-74-5821 |
| 志摩市 | 企画部企画政策課 | | 志摩市男女共同参画推進プラン ～志摩おもいやりプラン～(H18.3) | 0599-44-0205 | 0599-44-5252 |
| 伊賀市 | 人権政策部男女共同参画課 | 伊賀市男女共同参画推進條 例 (H16.11.1) | 伊賀市男女共同参画基本計 画 (H18.3) | 0595-22-9632 | 0595-22-9649 |
| 木曽岬町 | 総務課 | | | 0567-68-6100 | 0567-68-3792 |
| 東員町 | 生活福祉部生活環境課 | | 東員町男女共同参画プラン (H19.3) | 0594-86-2807 | 0594-86-2851 |
| 菰野町 | 企画情報課 | | 菰野町男女共同参画推進 プラン (H18.3) | 059-391-1105 | 059-391-1188 |
| 朝日町 | 総務税務課 | | | 059-377-5651 | 059-377-2790 |
| 川越町 | 総務部企画情報課 | | | 059-366-7112 | 059-364-2568 |
| 多気町 | 町民課 | 多気町男女共同参画推進條例 (H19.6.26) | 多気町男女共同参画基本計 画 (H19.3) | 0598-38-1113 | 0598-38-1140 |
| 明和町 | 企画課 | | | 0596-52-7112 | 0596-52-7133 |
| 大台町 | 企画課 | | | 0598-82-3782 | 0598-82-1618 |
| 玉城町 | 総務課 | | | 0596-58-8200 | 0596-58-4494 |
| 度会町 | 総務企画課 | | | 0596-62-2421 | 0596-62-1647 |
| 大紀町 | 企画振興課 | | | 0598-86-2214 | 0598-84-8568 |
| 南伊勢町 | 生活環境課 | | | 0596-77-0005 | 0596-76-0279 |
| 紀北町 | 総務課 | | | 0597-32-1111 | 0597-32-2331 |
| 御浜町 | 教育委員会教育課 | | 御浜町男女共同参画推進基 本計画 (H16.3) | 05979-3-0526 | 05979-2-3502 |
| 紀宝町 | 企画調整課 | | | 0735-33-0334 | 0735-32-1244 |

国際婦人年から今日までのあゆみ

平成20年3月現在

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 三重県の動き |
|-----------|--|--|---|
| 1975(S50) | 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 | 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 | |
| 1977(S52) | | 「国内行動計画」策定 | 「婦人関係行政推進連絡会議」設置 |
| 1979(S54) | 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 | | 「三重県婦人対策の方向」（県内行動計画）策定 |
| 1980(S55) | 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | | |
| 1981(S56) | | 「国内行動計画後期重点目標」策定 | |
| 1985(S60) | 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けて）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 | 三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出 |
| 1986(S61) | | 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催 | |
| 1987(S62) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | 「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」策定 |
| 1990(H2) | 国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | |
| 1991(H3) | | 「育児休業法」公布 | |
| 1994(H6) | | 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置 | 三重県女性センター開館 |
| 1995(H7) | 第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 | 「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） | 「みえの男女共同参画推進プラン－アイリスプラン2.1」策定（第3次） |
| 1996(H8) | | 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定 | |
| 1997(H9) | | 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 | |
| 1998(H10) | | | アイリス2.1推進連携会議（アイリスネットワーク）設置 |
| 1999(H11) | | 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行 | 男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」 |
| 2000(H12) | 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） | 「男女共同参画基本計画」策定 | 三重県男女共同参画推進懇話会から提言 三重県男女共同参画推進条例公布（H13.1.1施行） 日本女性会議2000津開催 |
| 2001(H13) | | 男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 | 三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称 |
| 2002(H14) | | アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」 | 三重県男女共同参画基本計画策定 三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画策定 |
| 2003(H15) | | 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画社会の将来像検討会開催 第4回・第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 | 男女共同参画審議会から県事業に対する評価 提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成 |
| 2004(H16) | | 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定 | |
| 2005(H17) | 国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） | 「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | 三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画策定 |
| 2006(H18) | | 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画策定 |
| 2007(H19) | | 「配偶者暴力防止法」改正公布 | 三重県男女共同参画基本計画一部改訂 みえチャレンジプラザを開設 三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画策定 |

計画の体系

| 目標 | 基本施策 | 施策の方向 | |
|-------------|----------------------------|--|---|
| 男女共同参画社会の実現 | I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 県の審議会等委員への女性登用 県における女性職員等の登用 市町への働きかけ 事業者等への働きかけ 地域における男女共同参画への取組支援 ポジティブ・アクションの普及と女性のチャレンジ支援 | |
| | II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実 学校等における男女共同参画教育の推進 生涯を通じた学習機会の充実 事業者等に対する広報・啓発の充実 メディアへの対応 国際的な動きへの対応と活動支援 | |
| | III 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 | III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 雇用の場における男女共同参画意識の普及 男女の均等な機会と待遇の確保の推進 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援 両立支援制度の普及と働き方の見直しの促進 |
| | | III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 方針決定の場への男女共同参画の推進 経営能力や技術の向上支援 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備 起業家等に対する支援 |
| | | III-III 家庭・地域における男女共同参画の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援 多様なニーズに対応した子育て支援 介護を支援する環境の整備 男女共同参画の地域づくりの支援 |
| | IV 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組 | IV-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援 | <ol style="list-style-type: none"> 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 性と生殖に関する健康支援の充実 自立のための生活支援 |
| | | IV-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組 | <ol style="list-style-type: none"> 関係機関の連携による支援体制等の整備 ドメスティック・バイオレンス対策の推進 セクシュアル・ハラスメント対策の推進 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進 |
| 計画の推進 | | <ol style="list-style-type: none"> 県の推進体制の充実と率先実行 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供 男女共同参画に関する相談・苦情への対応 市町との協働 NPO、各種団体等との連携 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実 チャレンジ支援の体制づくり | |

三重県男女共同参画基本計画(改訂版)

ダイジェスト版 2007年(平成19年)10月発行
2008年(平成20年)3月発行

三重県生活部男女共同参画室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2225 FAX 059-224-3069
E-mail:iris@pref.mie.jp